

お済みですか？ 確定申告 3月16日(月)まで

平成20年分の申告と納税はお済みになりましたか？ 3月の所得申告の相談日程は下表のとおりです。期間内に申告を済ませてください。

なお、所得税の申告をした方は、町県民税の申告をする必要はありません。

申告した所得は

申告によって決定された所得は、次の申請に必要な所得証明、課税・納税証明の基礎となり、資格判定の大切な資料となります。

- ① 児童手当や老人医療を受けるとき
- ② 老齢・障害福祉年金の支給を受けるとき
- ③ 保育所の入所申請をするとき
- ④ 奨学資金や幼稚園の就園奨励金を申請するとき
- ⑤ 公営住宅を申し込むとき
- ⑥ 金融機関などから融資などを受けるとき

申告に持参するもの

- 認印
- 税務署から送付された申告書をお持ちの方はその「申告書」

平成20年分 所得申告相談日程

一般申告	日程		申告会場・受付時間	
	3月16日(月)まで (土・日曜日は除く)		役場2階大会議室 9時～11時30分、13時～16時	
出張申告 (各地区の公民館集会所)	3月	1 日	受付時間 9時～11時30分	
		2 日	13時～16時	
	3 日	大溝	中川原	
	4 日	横田	鶴吉	
	5 日	新立	出崎	
	6 日	南黒田	神井	
	7 日	本村	筒井	
	8 日			
	9 日	宗意原	北黒田	

問 税務課町民税係

☎ 985-4110

- 平成20年中の所得がわかるもの(給与・年金の源泉徴収票など)
- 各種の保険料控除を受ける方は、その領収書又は支払(控除)証明書
- 医療費の領収書(集計をしてきてください)
- 障害者手帳など
- 還付金の受取口座(本人名義)の番号が分かるもの

軽自動車などの廃車・名義変更は 4月1日までに！

軽自動車税は、4月1日現在所有されている方に課税されます。廃車・名義変更、住所変更(町外に転出)される方は、4月1日(水)までに手続きを済ませてください。

問 税務課町民税係

☎ 985-4110

車種別の手続先

車種	手続先	持参するもの
軽自動車	軽自動車検査協会愛媛事務所 ☎ 975-6730 または転出先の軽自動車協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認印 ・ 自動車検査証(250cc超の場合) ・ 認印(名義変更の場合は新使用者と新旧所有者の印鑑。廃車の場合は、検査証欄の使用者と所有者の印鑑) ・ 住民票(3か月以内のもの) ・ ナンバープレート(廃車・県外転出などの場合) ・ 自賠責保険証書
軽二輪車 (125cc超) 250cc以下 二輪の小型自動車 (250cc超)	愛媛県陸運支局 ☎ 050-5540-2076 または転出先の陸運支局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認印 ・ 自賠責保険証書など(車台番号・車名・排気量の方かるもの) ・ ナンバープレート(廃車・町外転出などの場合)
原動機付自転車 (125cc以下) 農耕作業車 小型特殊自動車	税務課町民税係 ☎ 985-4110 または転出先の市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認印 ・ 自賠責保険証書など(車台番号・車名・排気量の方かるもの) ・ ナンバープレート(廃車・町外転出などの場合)